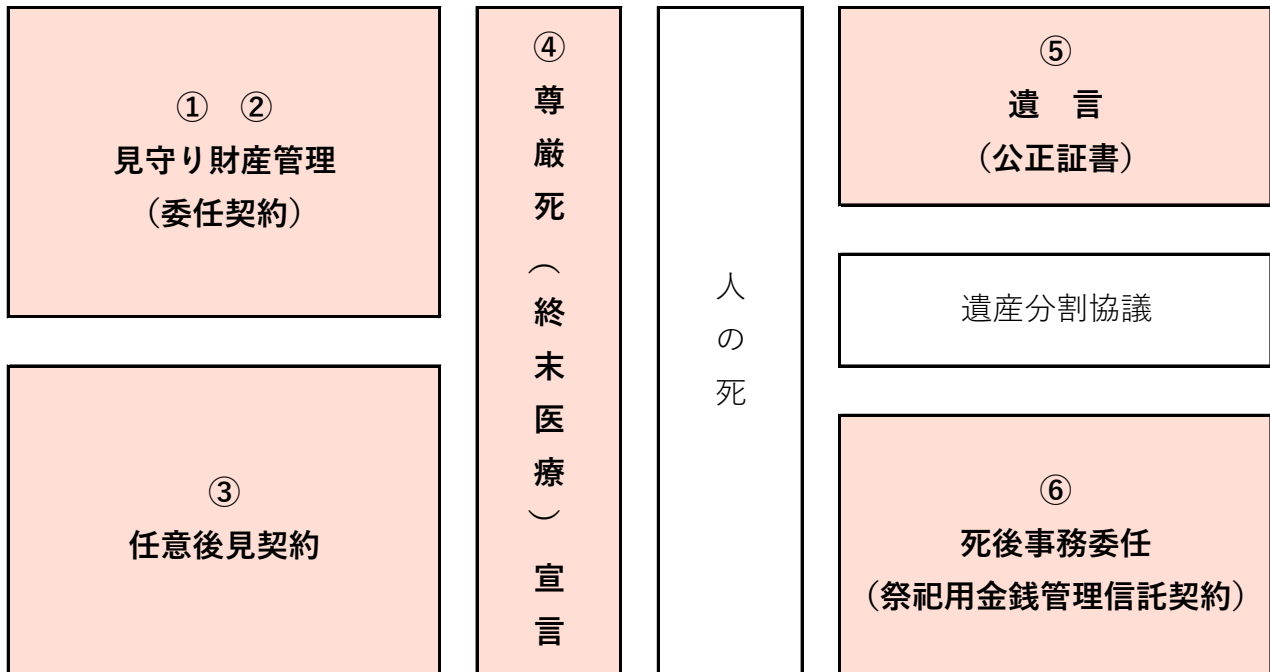


# 老後の安心設計と公証業務

## 1. 高齢者・障がい者安心設計

### 【老後の安心設計6点セット】

- 1) 加齢や精神上的の障がいので自分のことができなくなったときに備える。
- 2) 終末期医療のこと。
- 3) 財産の相続や遺贈のこと。
- 4) 死後の事務のこと。



- ①継続的見守り委任契約
  - ②任意の財産管理委任契約
  - ③任意後見契約
  - ④尊厳死宣言を含むいざという時の指示書 (意思表示)
  - ⑤遺言
  - ⑥死後事務委任契約 (祭祀用金銭管理信託契約をも含む)
- ※家族がいる場合には、①と⑥が不要になるので、4点セット。

## 2. これからの安心設計

### 1) まず、資格制限のない任意後見制度を選ぶ。

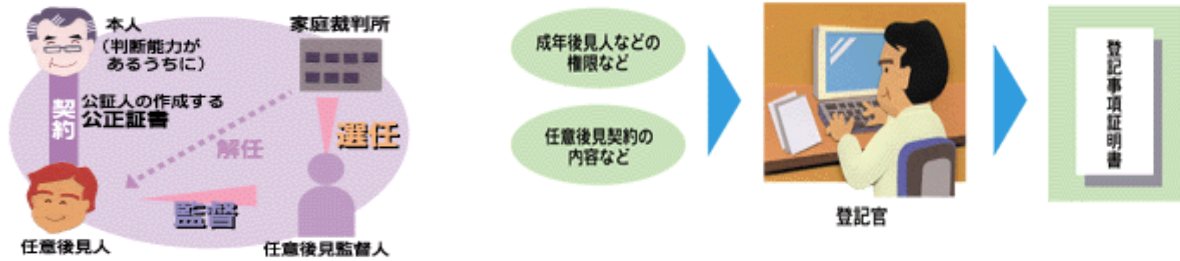
後見制度では、**“本人の財産を自由に活用できなくなる”**、**“本人が有する数多くの権利が喪失し、資格がはく奪される”** **“法人の役員等の地位や各種資格が失われる”**

☞任意後見制度には、かかる権利の制限や資格のはく奪がない。

☞任意後見制度は後見人を本人自身が選ぶ

☞法定後見制度は後見人を家庭裁判所が選ぶ

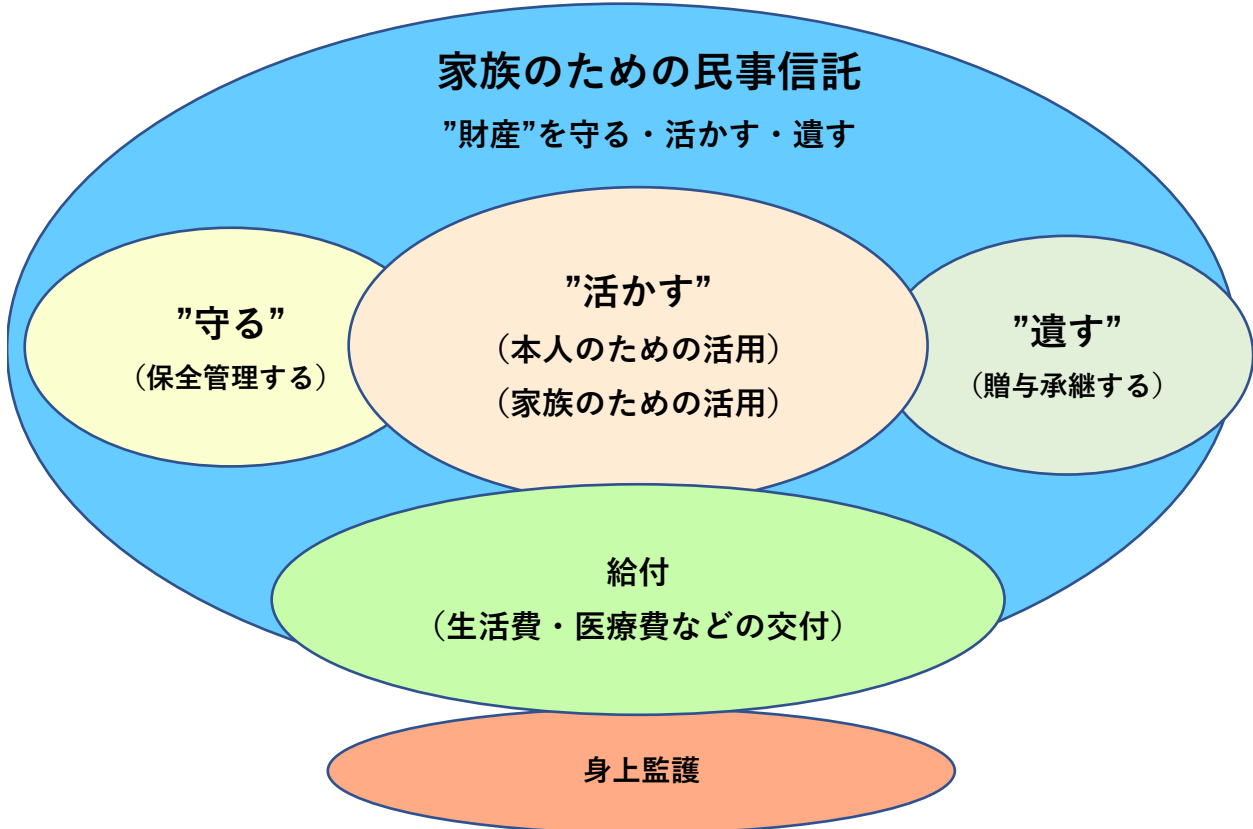
# 老後の安心設計と公証業務



## 2) 家族信託を併用する。

”家族信託”とは、家族のための民事信託であり、成後見制度と同じ財産管理制度であるが、後見制度では達成できない、本人や家族のため、さまざまな財産の管理活用の機能を有する制度である。後見制度では、本人の財産を自由に配偶者や財産管理能力のない子（さらには、これらを支える家族）のために使えないうえ、本人のために自由に財産を活用することも困難になっている。この家族信託も、本人の判断能力が十分なうちの契約、あるいは単独の意思表示により設定して利用する。ただし、この家族信託では、直接本人の身上監護の分野には立ち入ることができないので、一方では任意後見契約を締結し、生活や療養看護のための支援や手配に備える必要がある。

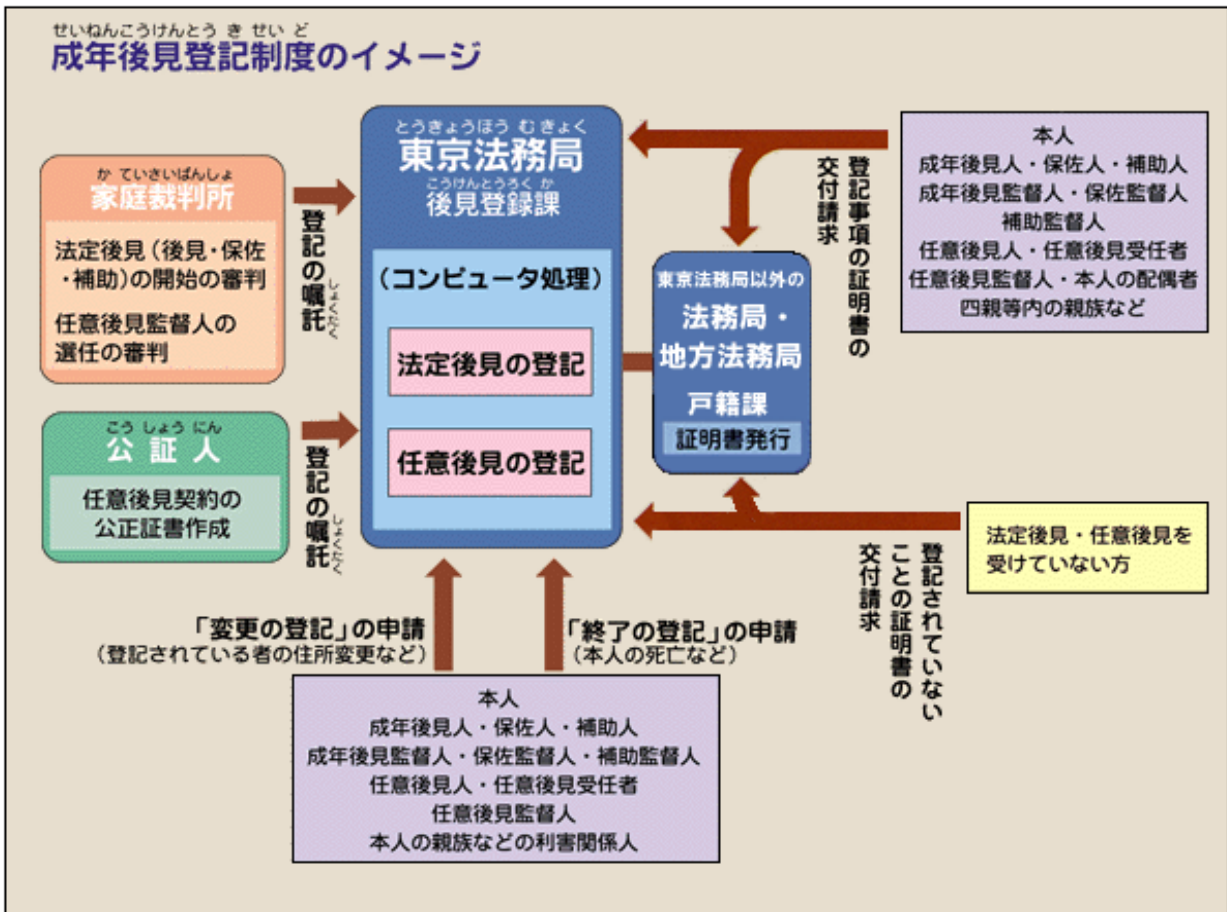
### 【家族信託の構造】



## 3) 最後には法定後見を考える。

本人に上記の契約をするだけの判断能力がない場合には、法定後見の道しか残されていない。

# 老後の安心設計と公証業務



## 法定後見の開始までの手続の流れの概略

